

令和8年度
保育園・認定こども園
保育(2・3号)認定用

❀ — 入園のご案内 — ❀

申込・問い合わせ

下野市 健康福祉部

子育て応援課 保育グループ

☎ 329-0492 下野市笹原 26 (市役所1F)

☎ 0285-32-8903

下野市

も く じ

1. 保育施設の種類	1
2. 認定について	
(1) 認定区分	2
(2) 保育の必要な事由	3
3. 入園申込み	
(1) 4月入園・年度途中(5月～3月)入園	4
(2) 申込み後の流れ	5
4. 広域入所	6
5. 保育料・給食費	8
6. 提出書類(入園申込みに必要な書類)	10
7. 入園審査	11
8. 注意事項(必ずお読みください)	14
9. 保育施設一覧	16
10. 一時預かり保育実施施設	18
11. 下野市の教育・保育施設マップ	20

★よい保育施設の選び方10か条(厚生労働省)

1. 保育施設の種類

保育施設は、保護者が就労、妊娠・出産、疾病などの理由で、家庭で子どもを保育することができない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

市が運営する公立保育園と法人が運営する私立保育施設があります。

施設の種類	内容	施設数
保育園	保護者に代わり0歳から小学校就学前までの児童に保育を行い、健やかな発達を保障する養護と就学前に必要な教育をする施設です。	公立2施設 私立5施設 (16 ページ参照)
認定こども園	保育を必要とする児童を預かる保育園と保育の必要性がなく満3歳からの児童の教育を行う幼稚園の両方の機能を併せ持つ施設です。	私立8施設 (17 ページ参照)
小規模保育施設	0歳から2歳児を対象に定員19人以下で保育する施設です。3歳児(年少)からは連携する保育園、認定こども園に通うことができます。	私立1施設 (16 ページ参照)

【 施設の見学について 】

実際に施設を見ることで安心感につながりますので、お申込みの前に、入所を希望する施設への事前見学をお願いします。見学の際には、各施設にご連絡をお願いします。

○●○見学のポイント○●○

- ・家庭保育についての園の方針はどうか
- ・保育する人や施設の様子はどうか
- ・衛生面への配慮があり、清潔に保たれているか
- ・献立の栄養バランス、離乳食や食物アレルギーへの対応はどうか
- ・持ち物（体操着、シーツなど）はどんなものがあるか
- ・年間行事や行事への保護者参加の有無、役員活動などはどうか
- ・慣らし保育の期間や対応はどうか
- ・保育料以外にかかる費用（入園料、給食費、バス代、延長料金など）はどうか

2. 認定について

保育施設の利用にあたり、保育の必要な事由について、本市の認定を受ける必要があります。

(1) 認定区分

認定には3つの区分があります。

認定区分	年齢	対象	利用できる施設	保育必要量
1号	満3歳以上	保育を必要としない場合	幼稚園 認定こども園	教育標準時間
2号	満3歳以上	保護者の就労など、「保育の必要な事由」に該当する場合	保育園 認定こども園	保育標準時間 または 保育短時間
3号	満3歳未満	保護者の就労など「保育の必要な事由」に該当する場合	保育園 認定こども園 小規模保育施設	

※ 保育必要量は、保育の必要な事由により、「保育標準時間（1日11時間以内）」と「保育短時間（1日8時間以内）」に区分され、施設を利用できる時間や保育料が異なります。なお、保育標準時間、保育短時間の設定の時間は施設によって異なります。16・17ページの施設一覧表で確認してください。

【利用時間の参考イメージ】 ※延長保育は有料です。

保育標準時間（1日11時間以内）

7:00					18:00	19:00
標準時間保育						延長保育

保育短時間（1日8時間以内）

7:00	8:00			16:00		19:00
延長保育	短時間保育			延長保育		

(2) 保育の必要な事由

児童の保護者がそれぞれ、以下の保育の必要な事由のいずれかに該当し、保育の必要性を確認できることが必要です。

保育必要事由	内容(家庭での保育が困難な理由)	保育必要量	認定期間
就 労	月 120 時間以上の就労	保育標準時間	就労している期間
	月 64 時間以上 120 時間未満の就労	保育短時間※	
妊 娠 ・ 出 産	妊娠中や出産後に保育ができない場合	保育標準時間	産前 8 週が属する月から産後 8 週の属する月の翌月まで
疾病・障がい	病気やけが、心身の障がいなどで保育ができない場合	保育標準時間	療養等に必要な期間
介 護 ・ 看 護	同居または長期間入院等している親族を常時介護・看護しているため保育ができない場合	保育短時間※	介護、看護を必要とする期間
求 職 活 動	求職活動・起業活動を行っているため保育ができない場合	保育短時間	最大 3 か月間
就 学	月 120 時間以上の就学	保育標準時間	在学している期間
	月 64 時間以上の就学 120 時間未満	保育短時間※	
災 害 復 旧	火災・風水害・地震などにより、復旧の間保育ができない場合	保育標準時間	復旧に必要な期間
そ の 他	その他保育ができない特別な理由があると市が認めた場合		

※事情により、保育標準時間を希望する場合は、ご相談ください。(求職活動以外)

【保育必要事由の例】

父：就労 母：就労（育休からの復帰）

父：就労 母：妊娠・出産（就労なしの状態でも申し込み可能です）

父：疾病（休職中） 母：就労 など

※提出書類については P10【提出書類】をご覧ください。

3. 入園申込み

保育施設の利用を希望する方は、子育て応援課窓口での申込みが必要です。下野市外の保育施設への入園希望の場合、受付期間が異なることがあります。

※必要書類が全てそろっていない場合や、受付期間が過ぎた場合原則受付できません。

(1) 申込受付期間 ※先着順ではありません

①4月入園の場合

令和8年4月に保育施設への入園を希望する方は、以下のとおり受け付けます。

受 付	受付期間	内定通知
1 次	令和7年10月1日（水）～10月31日（金）	令和8年1月末日頃
2 次	令和7年11月4日（火）～12月19日（金）	令和8年2月末日頃

※2次受付は、1次受付期間に申込みされ保留となった方と一緒に審査します。

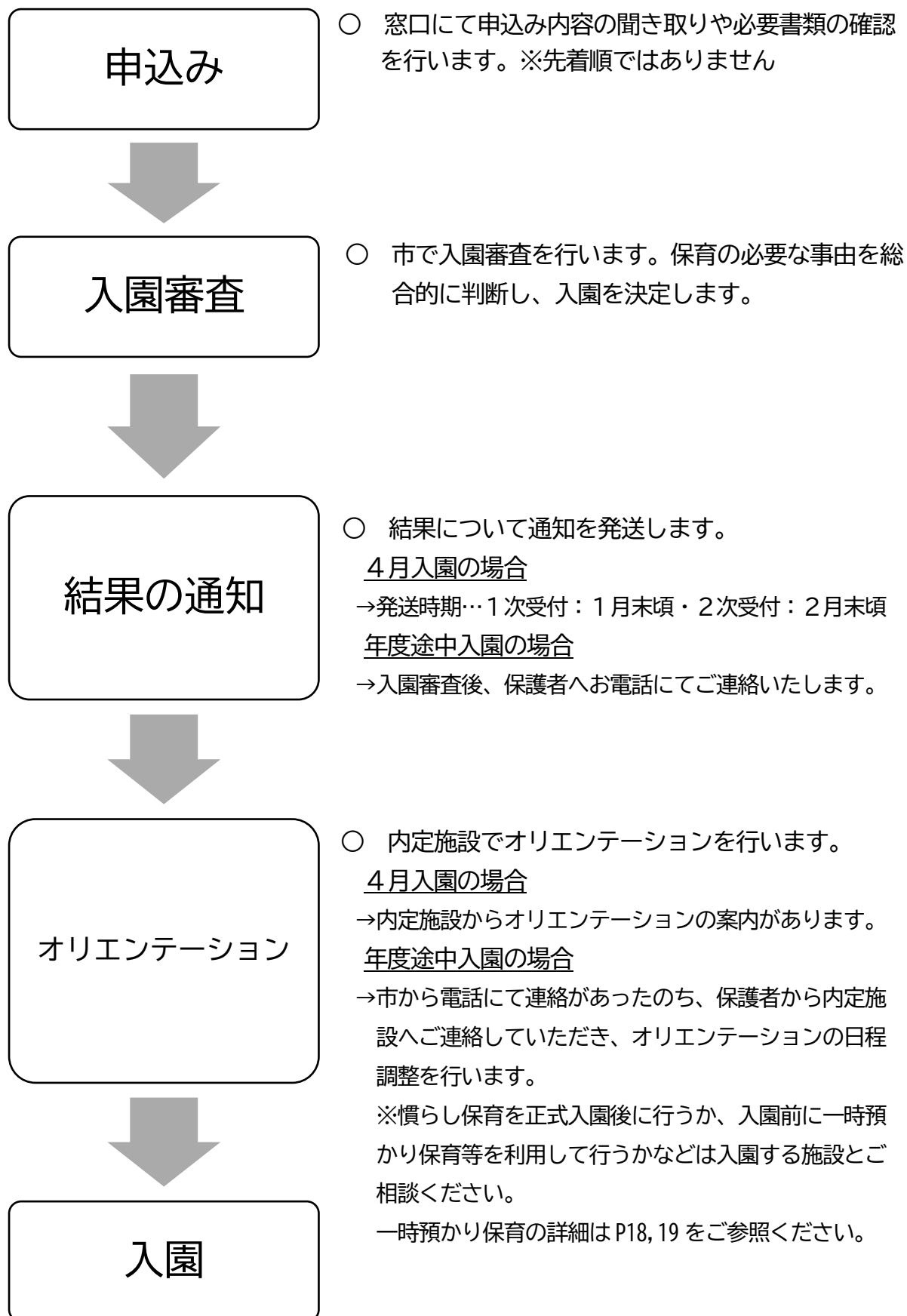
②年度途中入園の場合（5月～3月）

令和8年5月以降に年度途中の入園を希望する方は、以下のとおり受け付けます。

入園希望月	受付期間	結果連絡
R8年5月	R8年3月2日（月）～R8年3月31日（火）	R8年4月15日前後
R8年6月	R8年4月1日（水）～R8年4月30日（木）	R8年5月15日前後
R8年7月	R8年5月1日（金）～R8年5月29日（金）	R8年6月15日前後
R8年8月	R8年6月1日（月）～R8年6月30日（火）	R8年7月15日前後
R8年9月	R8年7月1日（水）～R8年7月31日（金）	R8年8月15日前後
R8年10月	R8年8月3日（月）～R8年8月31日（月）	R8年9月15日前後
R8年11月	R8年9月1日（火）～R8年9月30日（水）	R8年10月15日前後
R8年12月	R8年10月1日（木）～R8年10月30日（金）	R8年11月15日前後
R9年1月	R8年10月1日（木）～R8年10月30日（金）	R8年11月15日前後
R9年2月	R8年10月1日（木）～R8年10月30日（金）	R9年1月15日前後
R9年3月	R8年10月1日（木）～R8年10月30日（金）	R9年1月15日前後

※急な転入・転出などやむを得ない事情により受付期間内に入園申込みができなかった場合は、子育て応援課までご相談ください。

(2) 申込み後の流れ



4. 広域入所

広域入所とは、入園を希望するお子さんの住所地以外にある保育施設に通いたい場合に、お子さんの住所地の市町村と、希望する保育施設がある市区町村の間で調整等を行うことで、希望する保育施設の入所が可能になる制度です。ただし、双方の市区町村で広域入所の取り扱いをしていることが必須条件であり、入所期間は単年度（入所月から3月末までの期間）限りとなりますので、次年度も希望する場合は再度同様の申込みが必要です。

（１）下野市にお住まいの方が、市外にある保育施設に通いたい場合

- 保護者の就労先（下野市外）がある自治体の保育施設に通いたい方
- ご実家等での里帰り出産により、下野市外の保育施設に通いたい方
- 他市区町村から下野市に転入された方で、今まで通っていた下野市外の保育施設に継続して通いたい方（転入継続） など

- ・市区町村によって入園申込受付可能条件や申込締切り日、必要書類が異なります。あらかじめ、通いたい保育施設のある自治体にご確認ください。
- ・申込み先は下野市子育て応援課です。
- ・下野市の申込み様式をお使いください。
- ・申込み先自治体の締切り日2週間前までに書類をご提出ください。（※）
- ・下野市が申込み書類を確認し、通いたい保育施設のある自治体へ協議します。
- ・協議先の自治体が入園審査をします。
- ・結果は下野市子育て応援課から通知します。
- （※）転入継続の場合は、この限りではありませんのでお問い合わせください。

（２）下野市外に転出予定で、転出先にある保育施設に通いたい場合

- ・利用開始日の前月末日までに転出予定の場合、原則、転出先自治体に直接お申込みください。
- ・申込み締切り日や必要書類等は転出先自治体にお問い合わせください。

(3) 下野市外にお住まいの方が、下野市内の保育施設に通いたい場合

- 下野市内に保護者の就労先があり、下野市の保育施設に通いたい方
- 下野市内のご実家等での里帰り出産により、下野市の保育施設に通いたい方
- 下野市から他市区町村に転出された方で、今まで通っていた下野市内の保育施設に継続して通いたい方（転出継続）

- ・ 通勤経路や求職中でのお申込みは受付けていませんのでご注意ください。
 - ・ 入所期間は最長で年度末までです。次年度も継続できるとは限りません。
 - ・ 下野市内の入園希望者が優先で入園審査を行いますので、市外にお住まいの方の優先度は低くなります。ご了承の上お申込みください（※）。
 - ・ 申込み先はお住まいの自治体の保育担当課です。
 - ・ お住まいの自治体の様式をお使いください。
 - ・ 4ページに記載の申込み締切り日に間に合うよう余裕をもってお申込みください。
 - ・ 入園審査は下野市子育て応援課が行い、結果はお住まいの自治体あて通知します。
- （※）市内保育施設の保育士の配置状況に鑑み、保護者が保育士資格または幼稚園教諭免許（看護師、栄養士および調理師を除く）を有し、かつ市内保育施設で働く場合は、下野市在住の入園希望者と同様に審査します。ただし、保育士資格または幼稚園教諭免許をお持ちの場合でも、転園希望（すでに下野市内の保育施設に通っているが、改めて市内の別の園を希望）の場合は、優先度が低くなるため通常の広域入所の審査となります。

(4) 下野市内に転入予定で、下野市内の保育施設に通いたい場合

- ・ 利用開始日の前月末日までに下野市に転入予定の場合、下野市子育て応援課に直接お申込みください。
 - ・ 下野市の申込み様式をお使いください。
 - ・ 賃貸契約書、工事請負契約書など、契約者氏名と転入時期および転入先住所が分かる資料の写しを添付してください。
 - ・ 住民税決定証明書等の市区町村民税所得割額が記載されている書類（父母それぞれ）を添付してください。
- ※4月～8月入園の場合：前年度分、9月～3月入園の場合：今年度分
- ・ 4ページに記載の申込み締切り日に間に合うようお申込みください。
 - ・ 下野市在住の入園希望者と同様に入園審査します。
 - ・ 利用開始日の前月末日までの転入が確認できない場合、入園は取消しとなります。
 - ・ 転入後は、転入が済んだ旨を下野市子育て応援課までお伝えください。

5. 保育料・給食費

◎保育料について

保育料は、家庭に与える影響を考慮し、児童の年齢などに応じて下野市が定める額を各家庭で負担していただきます。公立、私立ともに保育料は同額です。保育料以外の保護者会費などの園費、延長保育料、給食費等については別途必要になります。

保育料は月の初日に在籍している限り、その月分の保育料が必要となります。仮に1か月全て欠席されたとしても保育料は納付いただきます。

(1) 保育料の算定方法

- ① 基本的には、父と母の税額（市町村民税所得割額）を合算し算定します。
※市町村民税所得割税額は、住宅ローン控除などの税額控除を適用する前の金額となります。
- ② 父母の収入で世帯の生計が賄えないと判断した場合は、同居親族のいずれか税額の高い方の額を父母の税額に合算し算定します。
- ③ 祖父母等、父母以外が児童を税法上の扶養に入れている場合は、児童の扶養義務者とみなし、父母の税額に合算し算定します。
- ④ 毎月の保育料は4月～8月分は各世帯の前年度の市町村民税額、9月～翌年3月分は当該年度の市町村民税額により決定します。

【 下野市保育料月額表 】

※保育料がかかるのは第1子のみです。第2子以降の保育料はかかりません。

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分			保育料基準額（月額） （年齢の基準日：令和8年4月1日）		
階層区分	定義		0～2歳児		3～5歳児
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間・保育短時間
第1階層	生活保護世帯		0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯		0円	0円	
第3階層	市町村民税所得割課税額	48,600円 未満	15,000円	14,600円	
第4階層		48,600円 以上 97,000円 未満	22,000円	21,600円	
第5階層		97,000円 以上 169,000円 未満	33,000円	32,400円	
第6階層		169,000円 以上 301,000円 未満	42,000円	41,200円	
第7階層		301,000円 以上 397,000円 未満	50,000円	49,000円	
第8階層		397,000円 以上	52,000円	51,000円	

(2) ひとり親世帯等への保育料軽減制度

ひとり親世帯等は次のとおり保育料が軽減されます。

階層区分	区分の内容		第1子	第2子以降
第3階層	市町村民税 所得割課税額	48,600 円未満	保育料 7,000 円	保育料免除
第4階層		48,600 円以上 77,101 円未満		
		77,101 円以上 97,000 円未満	保育料軽減なし	
		97,000 円以上		
第5階層 ～ 第8階層				

◎給食費について

3歳以上児については、保育料は無償化されておりますが給食費(主食費+副食費)が必要となり保護者負担となります。(0～2歳児は保育料に給食費が含まれています。)
ただし、以下に該当する場合は給食費のうち副食費(おかず代)が免除になり、主食費のみの負担となります。

給食費は施設により金額が異なりますので、詳細は施設にお問い合わせください。

階層区分	区分の内容		第1子	第2子	第3子以降
第1階層	生活保護世帯		副食費免除		副食費免除
第2階層	市町村民税非課税世帯				
第3階層	市町村民税 所得割課税額	48,600 円未満			
第4階層		48,600 円以上 57,700 円未満			
		57,700 円以上 77,101 円未満			
		77,101 円以上 97,000 円未満			
第5階層 ～ 第8階層		97,000 円以上	免除なし ※第2子でも副食費は 免除になりません。		

※ただし、市町村民税所得割課税額が 57,700 円以上 77,100 円未満の世帯でも、ひとり親世帯等の場合は免除対象となります。

6. 提出書類（入園申込みに必要な書類）

以下の書類にご記入のうえ、受付期間内にご提出をお願いします。

【注意：消せるボールペンや修正テープの使用は不可ですので、訂正印を押してください】

- ① 支給認定申請書 兼 教育・保育施設入園申込書（令和8年度用・両面）
- ② 児童の心身の状況・家庭の状況調査（両面）
- ③ 下野市教育・保育施設入園申込に関する確認票（両面）
- ④ 保護者それぞれの保育の必要な事由を証明する書類（下記参照）

※きょうだい分はコピーで対応可能です。

保育の 必要な事由	事由を証明する書類（証明類はすべて発行日が <u>3か月以内のものに限る</u> ）
就労 （会社員等）	・就労証明書（勤務先事業所が記入・証明） ※育休復帰の方は必ず <u>復帰日の記入が必要です</u>
就労 （自営業）	・就労証明書（自営業主が記入・証明） ・最新年度の確定申告書等、自営の収支内訳（直近3か月の就労実態）が確認できるもの、もしくは開業届（新規開業の方）
妊娠・出産	・母子手帳（表紙と出産予定日が記載されたページ）の写し
疾病・障がい	・医師の診断書（医師が記入・証明） ・【疾病・障がい状況申立書】（保護者が記入） ・障がい者手帳の写し（お持ちの方）
介護等	・被介護者の介護保険被保険者証の写しや、医師の診断書等 ・【介護・看護状況申立書】（保護者が記入）
求職活動	・【求職活動状況申立書】（保護者が記入）
就学	・在学証明書およびカリキュラム（授業時間がわかるもの） ・【就学状況申立書】（保護者が記入）
災害復旧	・子育て応援課までお問い合わせください。

※各種申立書は市ホームページからダウンロードできます。

※提出された書類は返却できません。控えが必要な場合は提出前にコピーをしてください。

※就労証明書の内容を確認するために、勤務先へ確認の電話や訪問をすることがあります。

【その他の必要な書類】

下野市に 転入予定の方	新築購入・ アパート等	賃貸契約書、工事請負契約書など、契約者氏名と転入時期および転入先住所がわかるもの
	ご実家等	転入先世帯の公共料金明細の写し(水道代や電気代)
離婚調停中の方	離婚に向けて裁判所や弁護士とやりとりしている内容が客観的に証明できる書類の写し(双方の当事者名が載っているもの)	

※転入予定の方は入園前月末日までに転入することが必要です。

※申込みは原則窓口のみですが、ご来庁が難しい場合はご相談ください。

※夫婦間で離婚協議中の方は、戸籍上夫婦関係がある状態では相手方書類の提出は省略できませんので、ご了承ください。

7. 入園審査

保育の認定を受けた方について、保護者の就労状況や児童の状況など、保育の必要な事由を「下野市保育園等入園審査基準表」に基づき点数化し、「基本点数」と「調整点数」の合計点数が高い児童から順に、入園者を決定していきます。

基本点数 … 保育の必要な事由を点数化したもの

調整点数 … 保護者・児童に係る配慮すべき事情に応じ、点数を調整するもの

【 下野市保育園等入園審査基準表 】

(1) 基本点数

① 就労の場合

労働形態	月の勤務日数	月の勤務時間	点数
居宅外労働	月 20 日以上	140 時間以上	20
		120 時間以上	18
		100 時間以上	16
		80 時間以上	14
	月 16 日以上	112 時間以上	17
		96 時間以上	15
		80 時間以上	13
		64 時間以上	11
	月 12 日以上	84 時間以上	14
		72 時間以上	12
居宅内労働	月 20 日以上	140 時間以上	19
		120 時間以上	17
		100 時間以上	15
		80 時間以上	13
	月 16 日以上	112 時間以上	16
		96 時間以上	14
		80 時間以上	12
		64 時間以上	10
	月 12 日以上	84 時間以上	13
		72 時間以上	11
上記以外の就業時間で月換算 64 時間以上 72 時間未満の場合			10

※変則勤務による就労は、勤務証明に記載されている月換算合計の就業時間をもとに、上記表に照らし合わせて判定を行います。

② 就労以外の場合

事 由	内 容 ・ 条 件		点数
出 産	産前産後 2か月のもの	切迫早産・多胎等妊娠などの出産に障がいの恐れがある場合	19
		上記以外のもの	17
疾 病	入院(おおむね1か月以上)		20
	居宅療養	疾病のため常時臥床	20
		重篤な疾病により常時安静を要する	19
		精神疾患などにより常時安静を要する	16
		医師がおおむね1か月以上加療を要すると診断したもの	15
		上記以外のもの	13
障がい	身体障がい者手帳	1・2級程度	20
		3級程度	16
		4級以下	10
	精神障がい者 保健福祉手帳	1・2級程度	20
		3級程度	18
	療育手帳	A1・A2・B1程度	20
		B2程度	18
親族の 介護	居宅外介護	入院付添い	※
		同居以外の親族の介護に常時あたるもの	10
	居宅内介護	要介護4・5	18
		要介護3	17
		上記以外の介護	16
	入園児童以外の心身障がい児童の介護、通園・通院・通学等の付き添い		17
災 害	災害により被災した居宅等の復旧にあたる場合		20
就 学	通学が伴う就学等のために保育をすることができない場合		※
求 職	日中求職活動のため、外出することを常態としている場合		4
特 例	虐待、DV		20
その他	育休期間で既に施設を利用している場合		5

※居宅内労働時間に準ずる

(2)調整点数

状 況	内 容 ・ 条 件	点数
児童の 状況	認可外保育施設に入園中(一時預かりの継続的な利用を含む)	2
	事業所内保育施設で保育中	1
	産休・育休明けの入園を希望	1
	育児休暇取得のため一度退園し、育児休暇明けに入園を希望	5
兄弟姉妹 の状況	兄弟姉妹が在園中	8
	兄弟姉妹で同時入園申込	1
	多胎児の場合	1
世帯の 特殊事情	ひとり親世帯である場合(行方不明、拘禁を含む)	20
	両親行方不明、両親拘禁	20
	単身赴任	2
	生活保護世帯	2
その他	待機期間が3か月以上(年度内に限る)	1
	待機期間が6か月以上(年度内に限る)	3
	市内特定教育・保育施設に従事する保育士 ※1	10
	特別な配慮が必要と認められる世帯、要支援家庭(保健師等との関わりあり)である場合	1 ～5
	緊急性が非常に高く、特別な配慮が必要と認められる世帯である場合	30
	入園内定後に辞退し、他の保育施設を希望した場合 ※2	-10
	保育料の滞納が3か月以上あり(卒園児・退園児含む)、納付相談がない、または相談があっても納付誓約を履行しない	-20

【 備 考 】

○広域利用(下野市外に住んでいる方の下野市内の保育施設の利用)については、市内居住者の選考後、希望保育施設の定員に余裕のある場合のみ利用可能となります。

※1 保育士の人材確保と保育需要への対応のため、下野市内の保育施設に勤務する保育士(下野市外在住含む)のお子さんについて、優先的に入所できるよう配慮しています。

- ・ 保育士の児童の入所を確実に保証するものではありません。
- ・ 転園にかかる申請を除きます。

※2 年度内に限らず、当該児童に関わる以後の審査で減点になります。

8. 注意事項（必ずお読みください）

【入園申込み時】

- ★ 申込み前に施設の見学を行い、保育内容や開所時間、延長保育料や教材費等の実費集金額、家庭保育への考え方など、施設の方針を事前によくご確認ください。見学の見学申込み等については、各自で施設に連絡してください。
- ★ 一度提出していただいた書類は返却およびコピーのお渡しは一切できません。必要な場合は各自で控えをとってから提出してください。
- ★ 休暇の取得や休日出勤の代休等で、ご家庭でお子さんを保育できる状況にある場合の施設の利用方針は、施設によってさまざまです。入園申込みをする前に、ご希望の施設によく話を聞き、ご確認くださいことをお勧めします。
- ★ 入園申込み後に、世帯の状況や保育の必要事由、利用希望施設等、申込み内容に変更があった場合には別途手続きが必要です。子育て応援課にご連絡ください。事後に発覚した場合や、申込み書類に不正や虚偽があった場合、認定及び入園を取消す場合がありますので、ご注意ください。
- ★ 希望施設は、必ず通園できる範囲で記入し、実際には利用を考えていない施設は記入しないでください。内定後に入園を辞退されますと、再度お申込みされた場合に入園審査で不利になりますのでご注意ください。
- ★ 入園審査のために市が保護者の就労先事業者等に照会を行うことがあります。
- ★ 入園月の1日時点で下野市に住民票がある方が申込みの対象となります。市外在住の方は、入園希望月の前月末日までに下野市に転入することが申込みの条件となります。
- ★ 入園の決定は先着順ではありません。期限に間に合うようにお申込みください。
- ★ 受付期限までに書類が不足している場合は受付できません。また、期限の直前は混みますので、日にちに余裕をもってお申込みください。
- ★ 申込み書類は年度内有効のため、利用申込みの必要がなくなった場合は申込みの取下げが必要です。必ず子育て応援課の窓口でお手続きください。取下げのお手続きがない場合、年度内は入園審査の対象となります。
- ★ 今年度中と次年度4月の申込みを同時に行っている方が、今年度の入園が内定した場合は、原則今年度中に入園が優先となります。あわせて、次年度4月の入園申込みは自動的に取下げとなります。

【入園内定または保留決定後】

- ★ 4月申込（一次受付）のみ、入園保留となった方には空き施設をご案内し、改めてご希望をお伺いした上で再度入園審査を行います。
- ★ 入園保留通知は初回のみ発送します。それ以降は、審査を経て入園が決定した場合のみ再度お知らせいたします。
- ★ 入園保留決定後、利用申込みの必要がなくなった場合は申込みの取下げが必要です。必ず子育て応援課の窓口でお手続きください。取下げのお手続きがない場合、年度内は入園審査の対象となります。

【入園後】

- ★ 入園後、認定事項に変更が生じた場合は変更届等の提出が必要です。変更が分かり次第すみやかに入園施設または子育て応援課にご連絡ください。
(例：転職・人事異動・転入転居・世帯員等の変更、退職、妊娠出産のための産休に入るなど)
- ★ 施設の継続利用には、保育の必要な事由に該当することが必要です。入園後に保育の必要な事由に該当しなくなった場合は、原則退園となります。ただし、認定こども園に入園している2号認定（満3歳以上）は、1号認定に変更することで継続利用ができる場合がありますので、入園施設に定員の空き状況をご確認ください。
- ★ 認定の変更（1号⇔2号、標準時間⇔短時間）の申請締切は毎月10日ですので、希望する場合は、入園施設に申請してください。翌月1日からの変更となり、月途中での変更はできません。また、期限に遅れると翌月からの変更はできません。
- ★ 下野市を転出する場合、転出が分かった時点で入園施設か子育て応援課に連絡してください。原則、転出した月の末日で退園となります。継続して入園を希望する場合、転出先の自治体で市外からの入園の申込みが必要になります。
- ★ 育児休業中に入園申請・内定された方は、入園月の翌月15日までに復職する必要があります。復職せず育児休業を取得し続けた場合、就労要件として認められず、入園取消しとなります。まずは事前に子育て応援課までご相談ください。
- ★ 求職活動の要件で入園した場合、認定期間は最大3か月です。認定期間の最終月の10日までに勤務先を確定し、入園施設に就労証明書を提出してください。期限内に提出がない場合、継続入園はできません。
- ★ 妊娠・出産の要件で入園した場合、認定期間は出産日から8週経過後の属する月の翌月末までとなり、そこで退園となります。出産後に期間が確定しますので、出産後はすみやかに子育て応援課まで出産日をお知らせください。
- ★ 広域入所の場合は、年度が変わるごとに審査をする必要があります。一度入園しても、次の年度に必ず継続できるとは限りませんのでご注意ください。

9. 保育施設一覧

✿ 保育園 ✿

【 公立 】

施設名	所在地 連絡先	利用 定員	保育時間	受入年齢	土曜 保育	延長 保育	看護師 配置	通園 バス
グリム保育園	下長田 69 52-1127	150	(標)7:00~18:00 (短)8:30~16:30	2か月~	○	○	—	—
しば保育園	駅東 6-10-3 44-2788	70	(標)7:00~18:00 (短)8:30~16:30	2か月~	○	○	—	—

【 私立 】

施設名	所在地 連絡先	利用 定員	保育時間	受入年齢	土曜 保育	延長 保育	看護師 配置	通園 バス
あおば保育園 (社福法人内木会)	薬師寺 1584-6 48-5530	70	(標)7:00~18:00 (短)8:00~16:00	2か月~ 2歳児	○	○	○	○
あおば保育園 の連携施設	薬師寺幼稚園本園			「連携施設」では、卒園後の受け皿の役割を担い、引き続き保育を提供します。				
わかくさ保育園 (社福法人薬師寺会)	薬師寺 3151-2 58-7438	80	(標)7:00~18:00 (短)8:00~16:00	2か月~	○	○	○	—
吉田保育園 (学校法人愛泉学園)	吉田 783-1 48-5054	30	(標)7:00~18:00 (短)8:00~16:00	2か月~	○	○	○	○

※令和8年4月1日より、吉田保育園の運営法人は社会福祉法人吉田こどもプレイスに移行予定です。

✿ 認定こども園（移行予定：旧保育園） ✿

施設名	所在地 連絡先	利用 定員	保育時間	受入年齢	土曜 保育	延長 保育	看護師 配置	通園 バス
わかば保育園 (社福法人内木会)	下古山 3025-1 39-6305	100	(標)7:00~18:00 (短)8:00~16:00	2か月~	○	○	○	○
こがねい保育園 (社福法人内木会)	小金井 1249-1 44-3377	100	(標)7:00~18:00 (短)8:00~16:00	2か月~	○	○	○	○

□（標）は標準時間、（短）は短時間の区分による利用時間です。

□ 土曜保育 … 実施時間は施設により異なります。

□ 延長保育 … 認定を受けている時間を超える場合は、別途料金がかかります。

□ 一時預かり・病児保育・病後児保育・体調不良児保育 … 施設により異なります。

※ 記載内容は令和7年8月現在の情報のため、変更になる場合があります。

※ 園によって特色や教育・保育方針は異なります。

家庭の状況や子どもにどのような過ごし方をさせたいのかを考えて園を選びましょう。

ご家庭の状況、お子さんの育ちや情緒の安定を考慮して、見学などしながらじっくりと園を選びましょう。また、最後のページの『良い保育施設の選び方』を参考にしてください。

❀ 小規模保育事業所 ❀

施設名	所在地 連絡先	利用 定員	保育時間	受入年齢	土曜 保育	延長 保育	看護師 配置	通園 バス
にこにこ保育園 (一社にこにこ保育園)	上大領 313-40 37-6942	12	(標)7:00~18:00 (短)8:00~16:00	2か月~ 2歳児	要相談	○	—	—
にこにこ保育園 の連携施設	グリム保育園・野ばら幼稚園			「連携施設」では、卒園後の受け皿の役割を担い、引き続き保育を提供します。				

❀ 認定こども園 ❀

施設名	所在地 連絡先	利用 定員	保育時間	受入年齢	土曜 保育	延長 保育	看護師 配置	通園 バス
第二薬師寺幼稚園 (学校法人内木学園)	祇園 4-6-3 44-9988	284	(標)7:00~18:00 (短)8:00~16:00	2か月~	○	○	○	○
薬師寺幼稚園 (学校法人内木学園)	本園 薬師寺 1584-2 48-0132	526	(標)7:00~18:00 (短)8:00~16:00	2か月~	○	○	○	○
	分園 下古山 3-12-28 38-8418	30	(標)7:00~18:00 (短)8:00~16:00	2か月~ 2歳児	○	○	○	○
薬師寺幼稚園分園 の連携施設	薬師寺幼稚園本園			「連携施設」では、卒園後の受け皿の役割を担い、引き続き保育を提供します。				
認定みらいこども園 (社福法人内木会)	緑 2-3292-1 38-6123	110	(標)7:00~18:00 (短)8:00~16:00	2か月~	○	○	○	○
野ばら幼稚園 (学校法人伊沢学園)	中大領 386-1 53-5508	300	(標)7:00~18:00 (短)8:00~16:00	2か月~	○	○	○	○
愛泉幼稚園 (学校法人愛泉学園)	小金井 4-12-8 44-7783	174	(標)7:00~18:00 (短)8:00~16:00	4か月~	○	○	○	—
第二愛泉幼稚園 (学校法人愛泉学園)	柴 1403 44-2838	261	(標)7:00~18:00 (短)8:00~16:00	4か月~	○	○	—	○
むつみこども園 (学校法人むつみ学園)	柴 769-17 44-0405	244	(標)7:00~18:00 (短)8:00~16:00	2か月~	○	○	○	○

○●○詳しくは、各園にお問い合わせください。○●○

10. 一時預かり保育実施施設

施設名	年齢児	利用料金	給食代	おやつ代	利用時間	定員
グリム保育園 TEL 52-1127	1歳	400円/時 (上限2,400円/日)	300円	100円	平日 8:30～ 17:00	3
	2歳以上	300円/時 (上限1,800円/日)				
あおば保育園 TEL 48-5530	0歳児	500円/時	423円	100円	平日 7:00～ 17:30 土 要相談	12
	1歳児～ 3歳児	300円/時				
わかば保育園 TEL 39-6305	0歳児	500円/時	423円	100円	平日 7:00～ 17:30 土 要相談	12
	1歳児～ 3歳児	300円/時				
わかくさ保育園 TEL 58-7438	0歳児	500円/時 (上限3,000円/日)	400円	100円	平日 9:00～ 17:00 (要相談)	若干名
	1歳児 2歳児	400円/時 (上限2,400円/日)				
	3歳児以上	300円/時 (上限1,800円/日)				
こがねい保育園 TEL 44-3377	0歳児	500円/時	423円	100円	平日 7:00～ 17:30 土 要相談	5
	1歳児以上	300円/時				
吉田保育園 TEL 48-5054	0歳児	500円/時 (上限3,000円/日)	300円	100円	平日 8:30～ 18:00 土 8:30～ 18:00	2
	1歳児	400円/時 (上限2,400円/日)				
	2歳児以上	300円/時 (上限1,800円/日)				
にこにこ保育園 TEL 37-6942	0歳児	850円/時 (上限6,800円/日)	350円 (おやつ代含む)		平日 9:00～ 17:00	若干名
	1歳児	830円/時 (上限6,640円/日)				
	2歳児	800円/時 (上限6,400円/日)				
石橋幼稚園 TEL 53-0218	1歳児 2歳児	400円/時	423円 開始予定	100円 開始予定	平日 9:00～ 17:00	2

施設名	年齢児	利用料金	給食代	おやつ代	利用時間	定員
愛泉幼稚園 TEL 44-7783	0歳児	500円/時	400円	100円	平日 9:00～ 16:00	3
	1歳児以上	400円/時				
第二愛泉幼稚園 TEL 44-2838	0歳児	500円/時 (上限3,500円/日)	390円	100円	平日 8:30～ 17:00	3
	1歳児	400円/時 (上限3,000円/日)				
	2歳児以上	400円/時 (上限2,500円/日)				
野ばら幼稚園 TEL 53-5508	0歳児	500円/時	400円 (要相談)	なし (各自持参)	平日 8:30～ 17:00	3
	1歳児以上	400円/時				
むつみこども園 TEL 44-0405	0歳児	500円/時 (上限47,250円/月)	350円	100円	平日 7:00～ 20:00 土 7:00～ 18:00	10
	1歳児	400円/時 (上限42,000円/月)				
	2歳児以上	400円/時 (上限36,750円/月)				
薬師寺幼稚園 TEL 48-0132	2歳児	※料金の詳細は施設へお問い合わせください。			平日 8:50～ 14:30	30
薬師寺幼稚園分園 TEL 38-8418	0歳児	500円/時	423円	100円	平日 7:00～ 17:30 土 要相談	8
	1歳児以上	300円/時				
第二薬師寺幼稚園 TEL 44-9988	0歳児	500円/時	423円	100円	平日 7:00～ 17:30 土 要相談	8
	1歳児以上	300円/時				
認定みらいこども園 TEL 38-6123	0歳児	500円/時	423円	100円	平日 7:00～ 17:30 土 要相談	6
	1歳児以上	300円/時				

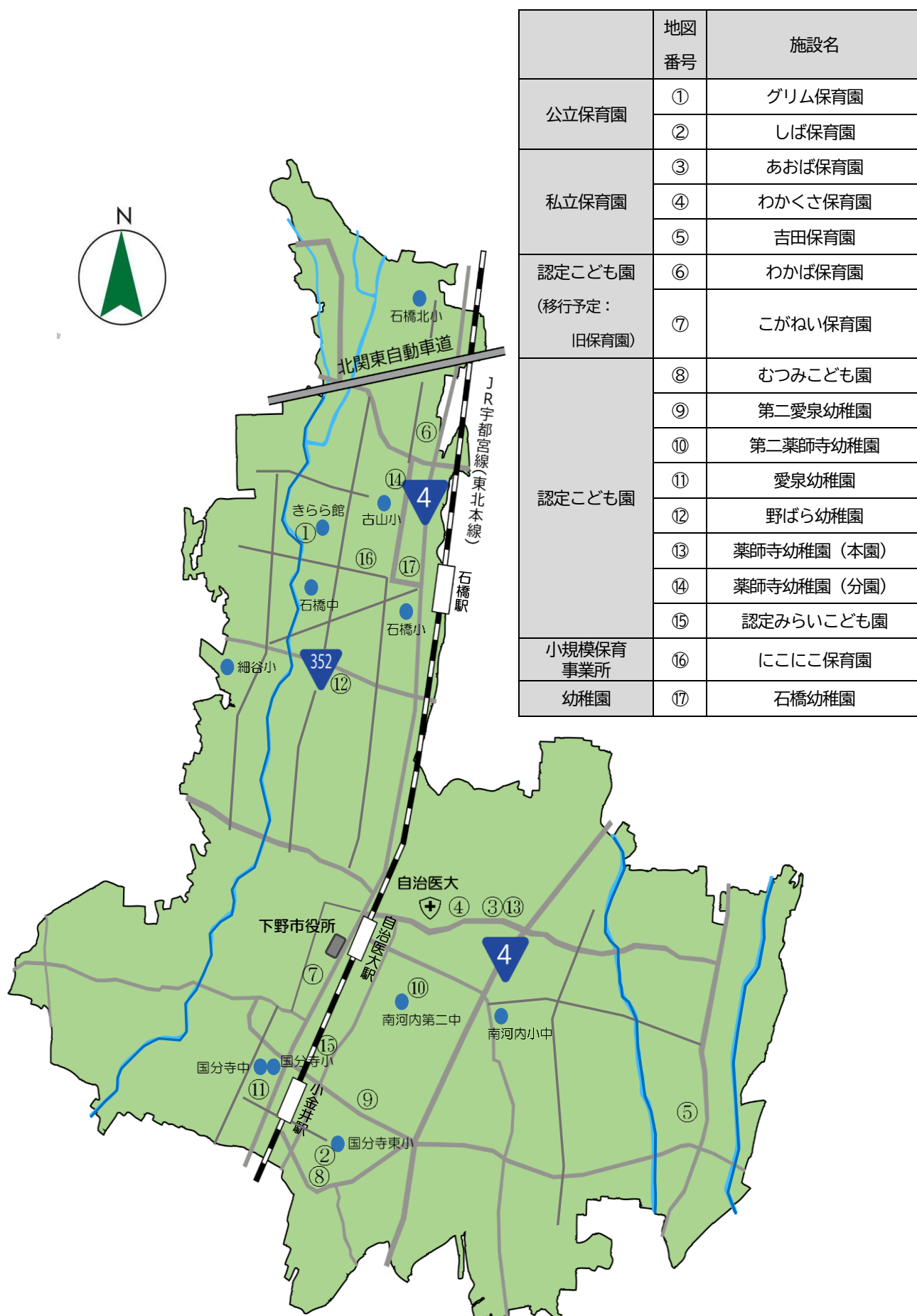
※お申込みは利用したい保育園・認定こども園に直接ご連絡ください。

初めてご利用する場合、事前にオリエンテーションがあります。

施設によっては上記の金額以外に費用がかかる場合があります。

詳細は各施設へお問い合わせください。

1 1. 保育施設マップ



[illegible]

よい保育施設の選び方

～ 厚生労働省 ～

10か条

1 まずは情報収集を

- ▶ 市区町村の保育担当課で、情報の収集や相談をしましょう

2 事前に見学を

- ▶ 決める前に必ず施設を見学しましょう

3 見た目だけで決めないで

- ▶ キャッチフレーズ、建物の外観や壁紙がきれい、保育料が安いなど、見た目だけで決めるのはやめましょう

4 部屋の中まで入って見て

- ▶ 見学のときは、必ず、子どもたちがいる保育室の中まで入らせてもらいましょう

5 子どもたちの様子を見て

- ▶ 子どもたちの表情がいきいきとしているか、見てみましょう

6 保育する人の様子を見て

- ▶ 保育する人の数が十分か、聞いてみましょう
- ▶ 保育士の資格を持つ人がいるか、聞いてみましょう
- ▶ 保育する人が笑顔で子どもたちに接しているか、見てみましょう
- ▶ 保育する人の中には経験が豊かな人もいるか、見てみましょう

7 施設の様子を見て

- ▶ 赤ちゃんが静かに眠れる場所があるか、また、子どもが動き回れる十分な広さがあるか、見てみましょう
- ▶ 遊び道具がそろっているかを見て、また、外遊びをしているか聞いてみましょう
- ▶ 陽あたりや風とおしがよいか、また、清潔か、見てみましょう
- ▶ 災害のときのための避難口や避難階段があるか、見てみましょう

8 保育の方針を聞いて

- ▶ 園長や保育する人から、保育の考え方や内容について、聞いてみましょう
- ▶ どんな給食が出されているか、聞いてみましょう
- ▶ 連絡帳などでの家庭との連絡や参観の機会などがあるか、聞いてみましょう

9 預けはじめてからもチェックを

- ▶ 預けはじめてからも、折にふれて、保育のしかたや子どもの様子を見てみましょう

10 不満や疑問は率直に

- ▶ 不満や疑問があったら、すぐ相談してみましょう、誠実に対応してくれるでしょうか

詳しくはこちら
「厚生労働省ホームページ」



❖ どの園がよいかは、ご自身の目で見て納得することが大切です ❖